

## 乳用牛改良増殖推進事業実施要領

令和8年5月28日付け8農畜機第1470号承認

令和8年5月18日付け8家改事(分)第212号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人家畜改良事業団（以下「改良事業団」という。）は、生産者集団等が行う乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、遺伝的能力の向上及び乳用牛の飼養管理技術の指導等を行う取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）別添3に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）、畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第1 事業の種目

この事業の種目は以下のとおりとし、取組主体又は検定組合等、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに別添に定めるものとする。

#### 1 遺伝的能力向上対策事業

調整交配用精液（後代検定娘牛の生産に必要な交配に用いられる精液をいう。以下同じ。）を活用する酪農経営体に対する乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付する事業とし、別添1のとおりとする。

#### 2 飼養管理技術の向上対策事業

乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等の支援を行う事業とし、別添2のとおりとする。

## 第2 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、改良事業団理事長が別に定めることができるものとする。

附 則（令和8年5月18日付け8家改事(分)第212号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年4月1日から適用する。